

社債等に関する業務規程の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程（平成15年1月10日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（発行者の同意）</p> <p>第9条 機構は、前3条に規定する社債等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該社債等の発行者から、書面<u>（機構が認める場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）を含む。以下この条から第5章までにおいて同じ。）</u>により法第13条第1項の規定に基づく同意を得る。</p> <p>2 （略）</p> <p>（機構加入者口座の開設）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他の規則で定める書類<u>（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下次章（第24条第2項及び第26条を除く。）までにおいて同じ。）</u>を提出しなければならない。この場合において、機構は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する方法により、本人であることの確認を行う。</p> <p>4～7 （略）</p>	<p>（発行者の同意）</p> <p>第9条 機構は、前3条に規定する社債等につき取扱いを開始する場合には、あらかじめ当該社債等の発行者から、書面により法第13条第1項の規定に基づく同意を得る。</p> <p>2 （略）</p> <p>（機構加入者口座の開設）</p> <p>第16条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 機構加入者口座の開設を受けようとする者は、機構に対し、当該者の登記事項証明書その他の規則で定める書類を提出しなければならない。この場合において、機構は、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）に規定する方法により、本人であることの確認を行う。</p> <p>4～7 （略）</p>

<p>(間接口座管理機関の承認)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3～8 (略)</p>	<p>(間接口座管理機関の承認)</p> <p>第27条 (略)</p> <p>2 前項の申請において、申請者は、機構に対し<u>当該者の登記事項証明書</u>その他の規則で定める書類を提出しなければならない。</p> <p>3～8 (略)</p>
--	--

2. 附 則

この改正規定は、令和5年8月7日から施行する。

以 上

社債等に関する業務規程施行規則の一部改正について

1. 社債等に関する業務規程施行規則（平成15年1月10日通知）

（下線部分変更）

新	旧
<p>（同意書）</p> <p>第4条 規程第9条第1項に規定する書面<u>（機構が認める場合には、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下この章から第4章まで及び第10条の2において同じ。）を含む。以下この章（第4条の2を除く。）から第4章（第7条及び第8条第4項を除く。）まで及び第10条の2において同じ。）</u>は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類<u>（機構が認める場合には、電磁的記録を含む。以下この章から第4章まで及び第10条の2において同じ。）</u>を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができる」と認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）<u>登記上</u>の代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印（Target保振サイトを利用する発行者にあっては、<u>登記上</u>の代表者の役職名及び氏名に限る。）</p>	<p>（同意書）</p> <p>第4条 規程第9条第1項に規定する書面は、次の各号に掲げる事項を記載した所定の書面（以下「同意書」という。）とする。</p> <p>（1）～（4） （略）</p> <p>2 前項の同意書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、機構がその添付を省略することができる」と認める場合には、その添付を省略することができる。</p> <p>（1）～（3） （略）</p> <p>3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。</p> <p>（1）・（2） （略）</p> <p>（3）代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印（Target保振サイトを利用する発行者にあっては、代表者の役職名及び氏名に限る。）</p>

(4)～(7) (略)

- 4 発行者は、第2項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。ただし、前項第2号及び第3号に規定する届出事項について、機構が認める場合には、本届出を省略することができる。

(発行代理人の申請手続)

第4条の2の2 (略)

2 (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

2 (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(4)～(7) (略)

- 4 発行者は、第2項に規定する書類により機構に届け出た事項に変更がある場合には、直ちに、機構に対し、その旨を届け出なければならない。

(発行代理人の申請手続)

第4条の2の2 (略)

2 (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(支払代理人の申請手続)

第4条の3 (略)

2 (略)

- 3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項と

(資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の4 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(日銀ネット資金決済会社の登録申請の手続)

第4条の5 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(受託会社の登録申請の手続)

第4条の6 (略)

2 (略)

3 前項第3号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項と

する。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

5・6 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第4号に規定する事項にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、届け出るものとする。

(1)・(2) (略)

する。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

4 (略)

(機構加入者口座の開設申請の手続)

第5条 (略)

2・3 (略)

4 前項第5号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。

(1)・(2) (略)

(3) 代表者の役職名及び氏名

(4)～(6) (略)

5・6 (略)

(間接口座管理機関の承認申請の手続)

第8条 (略)

2 (略)

3 前項第6号に規定する機構に届出を要する事項は、次に掲げる事項とする。ただし、第4号に規定する事項にあっては、法第44条第1項第13号に掲げる者であつて、かつ、直近上位機関から開設を受けようとする口座が短期社債等又は一般債に係るものであることを明らかにした者に限り、届け出るものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 登記上の代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印 (Target保振サイトを利用する間接口座管理機関にあっては、登記上の代表者の役職名及び氏名に限る。)

(4) ~ (7) (略)

4 ~ 6 (略)

(保証に係る手続)

第10条の2 (略)

2 機構は、前項の書類の提出を受けた場合には、発行者に対し保証コードを通知する。

3 (略)

(証明書に係る取扱い)

第29条の2 (略)

2 規程第68条の2第7項、第9項及び第10項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

(削る)

(差押等に係る通知の方法)

第31条の2 規程第70条の2第3項、第5項及び第6項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

(削る)

(3) 代表者の役職名及び氏名並びに代表者届出印 (Target保振サイトを利用する間接口座管理機関にあっては、代表者の役職名及び氏名に限る。)

(4) ~ (7) (略)

4 ~ 6 (略)

(保証に係る手続)

第10条の2 (略)

2 機構は、前項の書類の提出を受けた場合には、発行者に対し書面により保証コードを通知する。

3 (略)

(証明書に係る取扱い)

第29条の2 (略)

2 規程第68条の2第7項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

3 規程第68条の2第9項及び第10項に規定する規則で定める方法は、書面とする。

(差押等に係る通知の方法)

第31条の2 規程第70条の2第3項に規定する規則で定める方法は、書面又はTarget保振サイト接続とする。

2 規程第70条の2第5項及び第6項に規定する規則で定める方法は、書面とする。

## 2. 附 則

この改正規定は、令和5年8月7日から施行する。

以 上